平成30年（行ウ）第66号　損害賠償等請求事件（住民訴訟）

原告　小林洋一　小林昌子

被告　和泉市長

原告第8準備書面

令和元年９月４日

大阪地方裁判所第7民事部合議1係　御中

原告　小林洋一

原告　小林昌子

補助参加人準備書面（4）について以下反論する。

釈明事項3の3について、本件訴訟に大きな影響があるので、以下反論する。

釈明事項3の3は「組合員の方針は原則として適正な見積もりをもとに応札するのに対し、組合員以外の業者は真に落札したい場合にのみ最低制限価格で応札する方針であるとの理解でよいか、仮にその趣旨でよいとして、なぜ組合員であるかないかでそのような差が生じるのか」である。

これに対し補助参加人は、明確に述べていないが、「本協同組合の組合員である被告補助参加人らは、最低入札業者に対抗する必要がある場合を除いて、採算が合わないにもかかわらず最低制限価格で入札する事はない」（補助参加人準備書面（4）８頁）と述べていることからその趣旨を認めていると解せられる。

しかしながら肝心の「なぜ組合員であるかないかでそのような差が生じるのか」についてはなんら釈明はない。組合員は最低入札業者でなく、非組合員は最低入札業者であることを当然の前提においた議論である。

組合員であるか否かにかかわらず、入札参加者は自らの適正な見積もりをもとに応札

することを望んでいる。しかしながら厳しい競争下で低価格で入札する業者の存在があるため、結果的に最低制限価格で入札せざるを得ない状況に追い込まれている。このような状況は造園工事以外の工種にも共通であり、造園の非組合員のみに適用されるものではない。

事実令和元年の全ての入札で、有効な入札である最低制限価格での入札385件、予定価格での入札13件、それ以外の入札21件となっており、最低制限価格での入札は実に92％を占めており、最低制限価格での叩きあいが通常の状態となっている。（甲36） 平成24年度についても同様で最低制限価格での入札は有効な入札の81％を占めており同様の傾向である。（甲41）

他方で本件組合員らの自らの積算に基づく応札は極めて特異であり、このような入札が実現できるのは、低価格（最低制限価格）での入札が無いことが担保されている談合を前提にしかありえない。補助参加人も談合以外にこのような応札が可能な理由を主張できない。

尚採算を無視した低価格入札は、和泉市の造園業の経済的価値を高めようとする本件協同組合の目的に反すると述べているが、生きるか死ぬかの厳しい入札に勝ち抜かねばならない時に、このような抽象的な話で入札行動が左右されるとは到底考えられない。

以上